

岡崎市立小中学校空調設備整備事業
審 査 基 準 書

平成30年9月26日

岡 崎 市

－ 目次 －

第 1	審査基準書の位置付け.....	1
第 2	基本的な考え方.....	1
第 3	審査委員会の設置.....	1
第 4	審査の流れ.....	2
第 5	資格審査.....	3
第 6	提案審査.....	3
1	基礎審査.....	3
2	価格審査.....	3
3	加点審査.....	5
第 7	優先交渉権者の選定.....	6

【用語の定義】

岡崎市立小中学校空調設備整備事業審査基準書では、次のように用語を定義する。

本 書	: 岡崎市立小中学校空調設備整備事業審査基準書をいう。
市	: 岡崎市のことをいう。
本 事 業	: 岡崎市立小中学校空調設備整備事業のことをいう。
審 査 委 員 会	: 岡崎市立小中学校空調設備整備事業者選定審査委員会をいう。
応 募 者	: 設備の設計、施工、工事監理及び維持管理等の能力を有し、本事業に応募する事業者グループのことをいう。
代 表 企 業	: 応募者のうち、代表企業と定められた企業のことをいう。
選 定 事 業 者	: 本事業を実施する民間事業者のことをいう。
基 準 価 格	: 市が想定するPFI事業を行う上での財政支出のうち、市が選定事業者に支払う現在価値換算前のサービス対価の総額から消費税及び地方消費税を控除した金額

第1 審査基準書の位置付け

本書は、市が、本事業を実施する民間事業者を選定するにあたり、審査委員会において、最も優れた応募者を選定するための方法、評価基準等を示したものであり、募集要項と一体のものである。

第2 基本的な考え方

事業者選定方法は、公募型プロポーザル方式とする。

審査は、応募者の資格の有無を判断する「資格審査」と、応募者の提案内容等を審査する「提案審査」の二段階に分けて実施する。

資格審査では、応募者の参加資格及び事業の実施体制について市が審査を行い、提案審査資料の提出を求める応募者を選定する。

提案審査は、基礎審査として提案書類の確認や、提案内容が市の求める要求水準を満たしている等を確認した後、加点審査を行い、基礎審査と加点審査で付与する点数の和を提案価格で除した除算方式とする。なお、資格審査の結果は、提案審査のための資料提出を求める応募者を選定する目的にのみ用い、提案審査における評価には反映させないこととする。

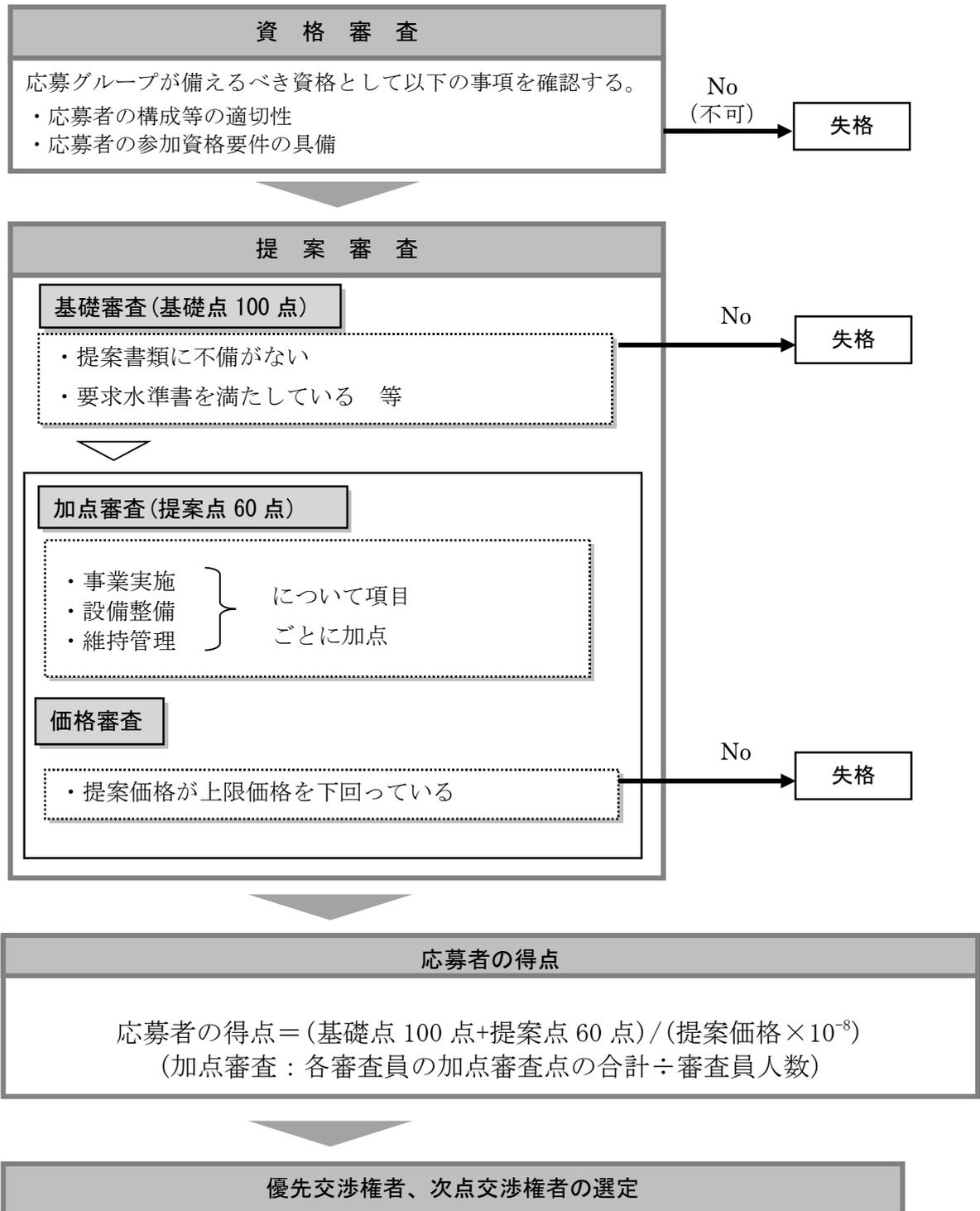
第3 審査委員会の設置

本事業に係る応募者を選定するにあたり、提案内容を公平、かつ公正に審査するため、市は、学識経験者等により構成される審査委員会を設置している。市は、審査委員会による評価の結果を基に優先交渉権者及び次点交渉権者を選定し、優先交渉権者との契約交渉及び契約手続を行う。審査委員は以下のとおりである。

区分	氏名	所属・役職
委員長	堀越 哲美	愛知産業大学 学長
委員	安藤 基紀	公認会計士
委員	小沢 良平	株式会社日本政策投資銀行
委員	都築 和代	豊橋技術科学大学教授
委員	長坂 洋人	岡崎市小中学校校長会会長

第4 審査の流れ

資格審査の流れは以下のとおりである。



第5 資格審査

応募者の構成企業及び協力企業が、募集要項に示す参加資格の要件を満たしているかどうかを審査する。1項目でも要件の未達項目があれば失格とする。また、応募者の実施体制等について審査を行い、市の要求を満たさないと評価された場合、応募者は提案審査に参加することはできない。

第6 提案審査

1 基礎審査

次表に掲げる基礎審査項目について基礎審査を行う。全ての審査区分の基礎要件を満たしている場合は基礎点として100点を付与する。1つでも基礎要件を満たしていない場合は失格とし、以降の審査は行わない。

審査区分及び基礎要件

審査区分	基礎要件
共通事項	1. 提案書類が全て提出され、必要事項が全て記載されていること。 2. 1つの提案項目に対して、2以上の提案がないこと。 3. 様式集の構成並びに枚数の制限に従った提案であること。
設計業務	4. 要求水準を満たしていること。
施工業務	
工事監理業務	
所有権移転業務	
維持管理運営業務	
事業計画	5. 実現可能な事業工程となっていること。 6. 必要な資金計画が示されていること。 7. 必要な資金が確保されていることが、金融機関の関心表明書等により確認できること。 8. 資金調達の方法、金額、条件等が明示されていること。 9. 各種発生費用の主な項目及び算定方法に誤りが無く、市場価格と極端に乖離していないこと。

2 加点審査

加点審査については、市が特に重視する項目を審査項目として設定し、これらに関して、優れた工夫や配慮がされている提案、その他、独自性、革新性の高い提案に対して、提案内容の具体性や実現可能性の観点から評価する。

加点審査の採点方法は、各加点項目について、以下に示す5段階評価により得点を付与する。

評価	評価内容	採点基準
A	特に秀でて優れている	配点×1.00
B	秀でて優れている	配点×0.75
C	優れている	配点×0.50
D	やや優れている	配点×0.25
E	加点点目に対する提案はなされているが、特に優れた点はみ うけられない	配点×0.00

各審査員の加点点審査点を合計し、審査員人数で割った値を提案点とする。

$$\text{提案点} = \text{各審査員の加点点審査点の合計} \div \text{審査員人数}$$

加点点審査における審査項目を以下に示す。

(1) 事業実施に関する項目 (合計 20 点)

審査項目	審査の視点	配点
事業計画 (実施体制、工程等) の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施にあたっての基本方針 ・事業実施体制及び代表企業、構成企業、協力企業等の役割分担 ・事業統括機能の妥当性、業務品質確保に係る取り組みの有効性 	3
リスクへの適切な対応及び事業継続性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業におけるリスクの想定及びその対応策 ・事業者間でのリスク分担のあり方 ・適切な資金調達計画・収支計画における事業継続性の確保 	3
地域の活性化への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制における市内業者の活用及び地域経済活性化への配慮 (構成企業の市内業者数 3社以上:4点 2社:3点 1社:2点) ・市内業者への発注形態 	6
設備設置の快適な景観	<ul style="list-style-type: none"> ・快適な室内の景観対策 ・快適な室外の景観対策 	2
早期供用開始の実践	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校の特別支援学級を除くその他の教室等への所有権移転時期における提案 (設置時期 6月末:6点 7月末:4点 8月末:2点 9月以降:0点) 	6

(2) 設備整備に関する項目（合計 29 点）

審査項目	審査の視点	配点
設計・施工計画、設計・施工体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・設計及び施工における基本方針 ・施工時における騒音・振動等による児童生徒に対する影響への配慮 ・空調設備の設置方法 ・空調設備配管の保温材料及び取付方法 ・既存設備への配慮 ・空調熱源の選択の妥当性 ・施工時の安全性確保のための方策 ・設計・施工スケジュールの妥当性 ・設計・施工・工事監理における事業者間の役割分担、実施体制 ・耐震性確保のための配慮 	15
空調設備の性能（快適性、操作性、安全性、環境負荷低減等への配慮）	<ul style="list-style-type: none"> ・空調設備の性能・機能の付加的提案 ・学校教育現場という特性を踏まえた安全性確保の工夫 ・快適な室内環境を実現するための方策 ・教職員にとってリモコン等の操作を容易にする工夫 ・騒音・振動対策 ・大気汚染対策 ・温暖化対策 	9
大規模改修時におけるフレキシビリティへの配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模改修工事の実施時の残置、再利用への配慮 ・他の教室での再利用等に関する汎用性・可変性に係る性能 ・故障発生や性能劣化時の修理・更新に対する機器仕様上の配慮・工夫 	5

(3) 維持管理に関する項目（合計 11 点）

審査項目	審査の視点	配点
維持管理計画、維持管理体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理業務における基本方針 ・維持管理体制、市や各学校との連絡・対応窓口体制 ・故障等の緊急時の対応方針・対応策 ・維持管理スケジュールの妥当性 	5
ランニングコスト	<ul style="list-style-type: none"> ・光熱水費算出の妥当性 ・保守に要する費用の低廉化の方策 ・デマンド値増加の対応策 	4
モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市への業務報告やセルフモニタリングを効果的かつ効率的に実施するための方策 ・事業期間終了時の空調設備の性能確保のための配慮 	2

第7 優先交渉権者の選定

応募者の得点は、以下のとおりとし、応募者の得点が最大となった提案を優秀提案として選定する。応募者の得点が2つ以上同点であった場合は、価格の低い提案を優秀提案とする。応募者の得点が同点かつ価格が同額の場合は、くじ引きにより優秀提案を決定する。

市は、審査委員会による評価の結果を基に優先交渉権者及び次点交渉権者を設定する。

$$\text{応募者の得点} = (\text{基礎点 } 100 \text{ 点} + \text{提案点 } 60 \text{ 点}) / (\text{提案価格} \times 10^{-8})$$